

平成31年度 改正税法研修会 開催！

改正消費税への対応についてもご説明します！

○平成31年度税制改正主要項目

【企業関係】

* 事業継続力強化税制の創設

* 個人版事業承継税制の創設

【個人関係】

* 住宅ローン控除の特例の創設

* 事業用小規模宅地特例の見直しなど

○改正消費税への対応

* 消費税率(経過措置と軽減税率)

* 請求書等の記載

拝啓 春暖の候、皆様ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成31年度税制改正大綱ですが、昨年12月に閣議決定された後、3月中に国会で可決され、平成31年度税制改正関連法案が成立しました。

そこで、今回の改正内容のご説明を通じて皆様のお役に立てればと思い、下記要領にて改正税法研修会を開催致したいと存じます。

皆様ご多用のところ恐縮ですが、是非ご参加頂きますよう、宜しく願い申し上げます。 敬具
平成31年4月吉日

税理士法人丸岡&パートナーズ 税理士 丸岡 稔洋
〈共催〉 三 友 会 会 長 松本 千歳

【日 時】 平成31年4月25日(木) 午後1時30分～4時30分
※午後1時00分受付開始

【場 所】 西宮フレンテホール 会議室 (5階)
西宮市池田町11番1号 TEL: 0798-32-8660

【内 容】 改正消費税への対応と平成31年度税制改正について
第1部 改正消費税への対応
企業関係の税制改正点
講師 松本 大宜 (税理士法人丸岡&パートナーズ)

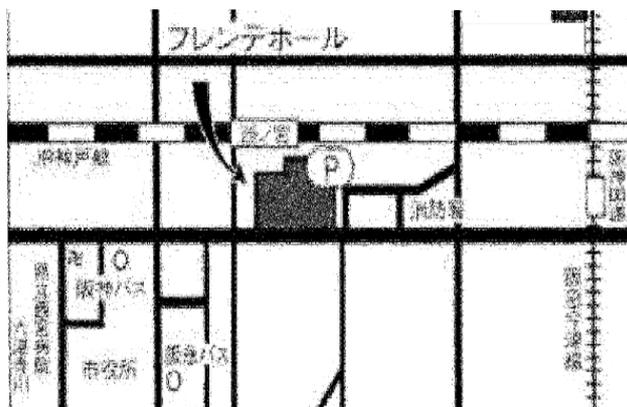
第2部 個人関係の税制改正点
講師 繁田 康暢 (税理士法人丸岡&パートナーズ)

【会 費】 お一人様 500円 (テキスト代・お飲み物代を含みます)

【お申込】 次項の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてご返信
頂くか、maruoka@maruoka-kaikei.comまでご連絡ください。

【会場地図】 西宮フレンテホール 会議室 (5階)

わかりやすくご説明します！
お気軽にご参加下さい！



《お申込・お問合せ》

FAX: 0798-35-9191

TEL: 0798-36-0801

〒663-8241 西宮市津門大塚町6番41号

税理士法人丸岡&パートナーズ

(担当: 松本・足立)

ホームページもご覧下さい！

<http://www.maruoka-kaikei.com>

《 平成 31 年 4 月 25 日（木）開催 平成 31 年度改正税法研修会 申込書 》

ご出席

ご欠席

会 社 名 _____

ご出席者名 _____

同 _____

同 _____

研修会でお聞きになりたいことがございましたらご記入下さい。
